

桜山神社参道地区の将来像に係る経過について

平成 22 年 11 月 24 日
都 市 整 備 部

◆桜山神社参道地区の概要

桜山神社参道地区については、終戦時まで桜山境内地であったが、終戦後海外引揚者が生活の場を求めて店舗を構えたことに始まり、昭和 34 年（1959）には市街地整備として条件付きで建物建築が許可され、現在に近い姿となった。

土地所有は市有地（行政財産・普通財産）、桜山神社所有地、民有地に分かれており、所有形態は異なるものの、当該地区は国指定史跡地内であることから、内外装の改装等の最小限度に制限されており、建物の老朽化が進み、震災や火災が発生した場合の被害が懸念され、安心・安全の観点からも何らかの改築基準を定める必要性が高い地区となっている。

桜山神社参道地区については、遺構に支障の無い範囲において、改築を認めることとする案を提示して説明会等を実施してきたが、各方面からも色々な意見を頂いてきたことから、この間の経過について報告するものです。

1. この間の経過について

9 月 29 日 市議会全員協議会で説明

- ・地域への説明及び合意形成等が必要との意見が出される。

10 月 13 日 内丸第二町内会・東大通商業振興会主催の説明会 (市民・地元関係者・報道関係者 121 名参加)

10 月 19 日 市主催の説明会

(市民・地元関係者・報道関係者 272 名参加)

- ・市の提案に対して、地域内外の方々から、多くの反対意見が出される。
- ・19 日の説明会では、内丸第二町内会及び東大通商業振興会から、整備計画の白紙撤回、都市計画の用途区域変更について、要望と署名活動の申し出がなされる。

11 月 2 日 第 4 回史跡盛岡城跡保存管理計画策定委員会 (委員からの意見)

- ・桜山参道地区（第 4 種地区）の方向性について異論は特に無かった。
- ・土塁や門、勘定所の復元に当たっては、前提条件として文献調査や発掘調査を実施する必要がある。
- ・新たなまちづくりについては住民との合意形成が必要である。

11月5～7日 全国町並みゼミ盛岡大会

(分科会での意見)

- ・ 史跡の保存は伝えること、清潔であること、価値があることが必要である。
- ・ 行政から一方的にぶつけても、うまくいかない。
- ・ 住民と一緒に検証し、住民自身のものであるとして考えていくことが必要である。
- ・ 堀は史跡の生命線、原状に戻すことや浄化により、城の機能が向上し、商業地の活性化にも繋がる。

11月10日 市長定例記者会見

- ・ 保存管理計画策定スケジュールや、計画書における第4種地区の表現について柔軟に対応する。 → じゅんぐよとやかむ。「いつまで」とかは考えない。
- ・ 国指定史跡地内にあるとの共通認識に立ち、住民との合意形成を経て進める。
- ・ たたき台としての提案であり、地元との協議の中でより良い計画になればよいのではないか。
- ・ 史跡に支障の無い範囲で、安全安心のまちづくりという立場で取り組む必要がある。

2. 今後について

- ・ 史跡保存管理計画は、盛岡の貴重な財産である盛岡城跡の価値を明確にし、史跡の保存や利活用の方向性を定めるとともに、現状変更の取り扱い基準を定めるものであり、桜山神社参道地区についても、将来像や現状変更基準を位置付ける必要がある。
- ・ 史跡として重要度の高い第1種（本丸とその周辺）、第2種（二ノ丸・三ノ丸等・腰曲輪・堀等）、第3種（彦御蔵周辺・多目的広場等）については、特に異論がないことから、第4種（桜山神社参道地区）の表現方法について、地域との合意を図り、文化庁の指導もいただきながら、計画の策定に向けて取り組んで参りたい。

移転の場合の費用と対応

盛岡市所有地の場合

自費移転(建物解体費も自費持込)

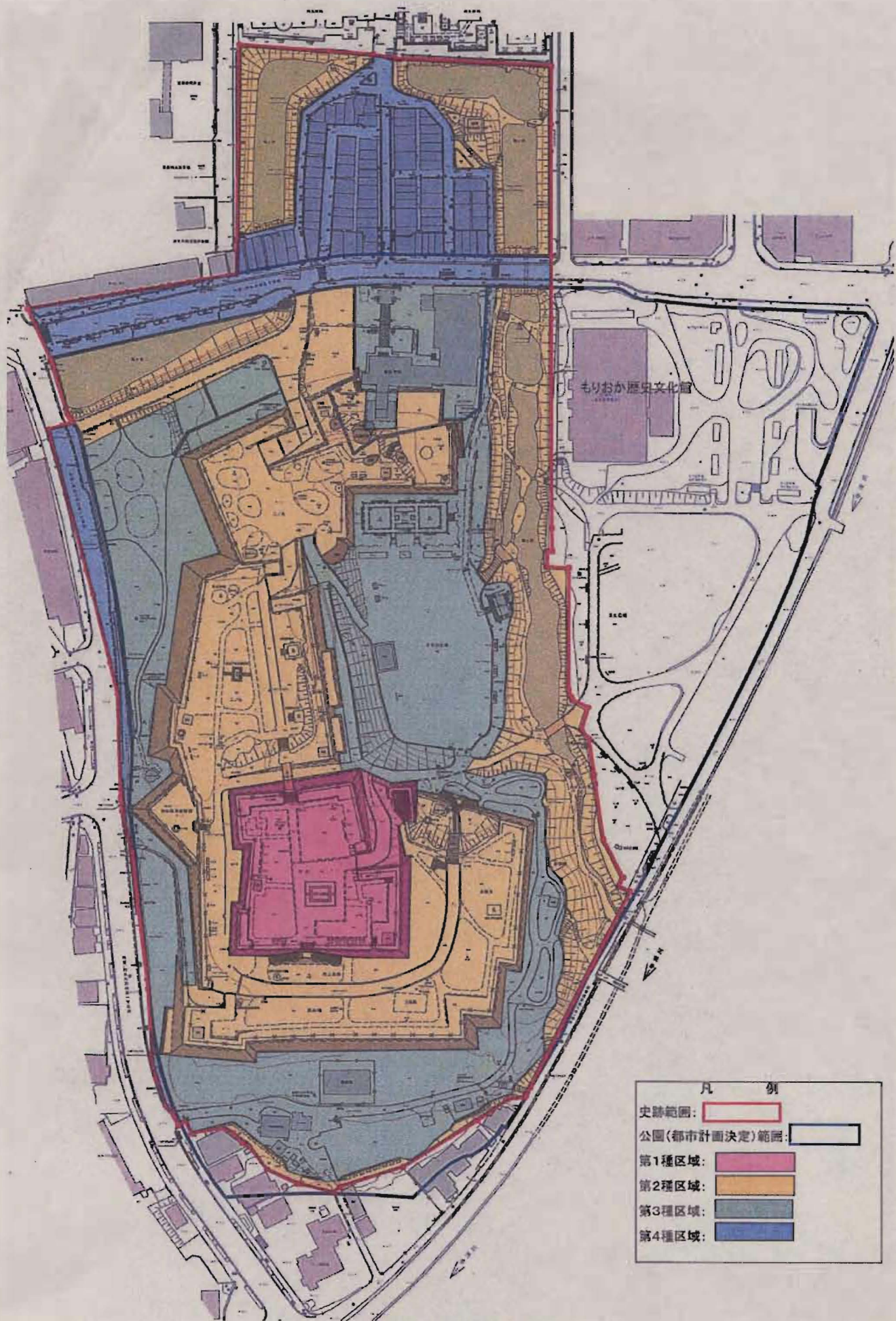
民間所有地

土地代及び移転補証あり

桜山神社所有地

桜山には土地代

後貸者には移転補証



凡 例	
史跡範囲:	
公園(都市計画決定)範囲:	
第1種区域:	
第2種区域:	
第3種区域:	
第4種区域:	

史跡盛岡城跡保存管理地区区分